



平成 26 年 11 月 28 日

各 位

会社名 南海電気鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 亘 信 二  
(コード番号 9044 東証第1部)  
問合せ先 経理室経理部長 田内信彦  
(TEL 06-6644-7141)

## 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成26年11月28日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達のための目的】

当社グループは、大阪南部と和歌山を中心に鉄道事業をはじめとする運輸業や不動産業、流通業、レジャー・サービス業、建設業等の事業を展開しております。

事業基盤とする大阪経済圏はアジア各国からのアクセスがよく、また、豊富な観光資源を有しておりますが、その中でも当社グループは、京阪神有数の商業集積地であり、かつ大阪観光の中心地の一つである難波を鉄道線の起点とし、関西国際空港へのアクセスを担う空港線等、大阪南部を中心とする広域輸送圏を形成しております。

足元では、平成23年度から26年度までの4か年を対象期間とする中期経営計画「凜進130計画」の下、このようなグループの特長を活かし、さまざまな企業価値向上策に取り組んでおります。

具体的には、関西国際空港と関西各地と結ぶ輸送サービスを拡充し、空港関連旅客の利便性向上に努めるとともに、世界遺産に登録されている高野山をはじめとする沿線観光地への旅客誘致の促進に注力しております。また、難波駅を中心とするなんばエリアにおいて、かねてよりオフィス・商業等の事業集積を重ねてまいりましたが、その集大成としまして、現在、南海会館ビル建替計画を鋭意推進しております。これにより、南海会館ビルをオフィス・商業に加え、先進医療機能、都心型の会議・展示機能等の新たな都市機能を兼ね備えたビルに再生し、なんばエリアのさらなる活性化の要として、同エリアの有する可能性を最大限に引き出すことを目指しております。

さらに、本年7月1日には、大阪府都市開発株式会社（同日付で泉北高速鉄道株式会社に商号変更）の株式取得により同社を子会社化するとともに、同じく8月1日には、泉北高速鉄道線の泉ヶ丘駅前（駅南エリア）の商業施設及び駐車場施設等を取得いたしました。今後、主力の鉄道事業及び商業・住宅地開発事業で培ってきた知見と経験を注入し、旅客の利便性向上をはじめ、泉ヶ丘駅前老朽化施設のリニューアルや建替え等を着実に推進することで、泉北ニュータウン全体の活性化に取り組み、泉北高速鉄道線の沿線価値ひいては当社グループの企業価値の向上を図ってまいります。また、泉北高速鉄道株式会社が保有する東大阪及び北大阪の交通結節点に立地する一般（公共）トラックターミナルや流通倉庫等の物流施設についても、当社が総合不動産デベロッパーとして培ったノウハウを活用し、施設の機能強化と収益力の向上に努めてまいります。

今回の新株式発行及び自己株式の処分による調達資金は、泉北高速鉄道株式会社の買収に伴い調達した短期借入金の返済の一部に充当する予定です。本資金調達を通じ、泉北高速鉄道株式会社の買収による有利子負債の増加を抑制し、財務体質及び経営基盤の強靱化を図るとともに、泉北エリアの活性化や南海会館ビル建替計画、物流施設整備の推進等、今後の持続的な発展を実現するための取り組みに注力し、企業価値の最大化を目指してまいります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式39,650,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年12月9日(火)から平成26年12月12日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成26年12月16日(火)から平成26年12月19日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式3,850,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行（一般募集）における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、公募による新株式発行（一般募集）における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行（一般募集）における申込期間と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 平成26年12月16日(火)から平成26年12月19日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行（一般募集）における払込期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 6,500,000株  
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から6,500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 6,500,000株  
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 決 定 方 法 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 及 び 資 本 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き 準 備 金 の 額 は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成27年1月7日(水)  
( 申 込 期 日 )
- (6) 払 込 期 日 平成27年1月8日(木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び前記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から6,500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、6,500,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年11月28日（金）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式6,500,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成27年1月8日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成26年12月29日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

### 2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	526,412,232株	（平成26年11月28日現在）
公募による新株式発行による増加株式数	39,650,000株	
公募による新株式発行後の発行済株式総数	566,062,232株	
第三者割当による新株式発行による増加株式数	6,500,000株	（注）
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	572,562,232株	（注）

（注）前記「4. 第三者割当による新株式発行」（1）に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

### 3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	3,906,212株	（平成26年10月31日現在）
処分株式数	3,850,000株	
処分後の自己株式数	56,212株	

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 調達資金の使途

##### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 26,341,500,000 円については、全額を平成 27 年 1 月末までに、金融機関から借り入れた短期借入金総額 75,000,000,000 円の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、当該短期借入金は、平成 26 年 5 月に株式譲渡契約を締結し、平成 26 年 7 月 1 日に実行した泉北高速鉄道株式会社の株式取得のために調達したものであります。

##### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

##### (3) 業績に与える影響

今回の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しの実施によって、財務基盤の強化を図りながら、当社グループの中長期的な業績の向上に寄与するものと考えております。

#### 5. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

鉄道事業を中心とする公共性の高い業種であるため、長期にわたる安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化に努めつつ、収益のさらなる向上をはかることにより、株主の皆さまに対して安定的な配当を行うことを基本方針としております。

##### (2) 配当決定にあたっての考え方

配当の決定機関及び回数につきましては、株主総会決議に基づく年 1 回の期末配当を基本として考えておりますが、取締役会決議により毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

##### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、鉄道事業の安全対策を中心とする設備投資に充当するほか、当社グループの持続的な成長のための投資、財務体質の強化等に充てていく所存であります。

##### (4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益金額	10.88 円	14.38 円	18.40 円
1 株当たり年間配当額 (うち 1 株当たり中間配当額)	5.00 円 (0.00 円)	5.00 円 (0.00 円)	5.00 円 (0.00 円)
実績連結配当性向	46.0%	34.8%	27.2%
自己資本連結当期純利益率	4.4%	5.5%	6.6%
連結純資産配当率	2.0%	1.9%	1.8%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当額を 1 株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益金額を自己資本（純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

#### 6. その他

##### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

##### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	333 円	354 円	390 円	401 円
高 値	372 円	424 円	423 円	614 円
安 値	300 円	321 円	352 円	380 円
終 値	352 円	393 円	400 円	579 円
株価収益率	32.4 倍	27.3 倍	21.7 倍	—

(注) 1. 株価は、平成25年7月15日以前は大阪証券取引所（市場第一部）におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

2. 平成27年3月期の株価については、平成26年11月27日（木）現在で表示しております。

3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行並びに平成25年6月21日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に基づく新株予約権の無償割当てによる発行、当該無償割当てにより発行された新株予約権の行使による当社株式の交付及び当該新株予約権の当社による取得に際して当該新株予約権の保有者に対して行われる当社株式の交付等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。